

第6次益田市総合振興計画後期基本計画について

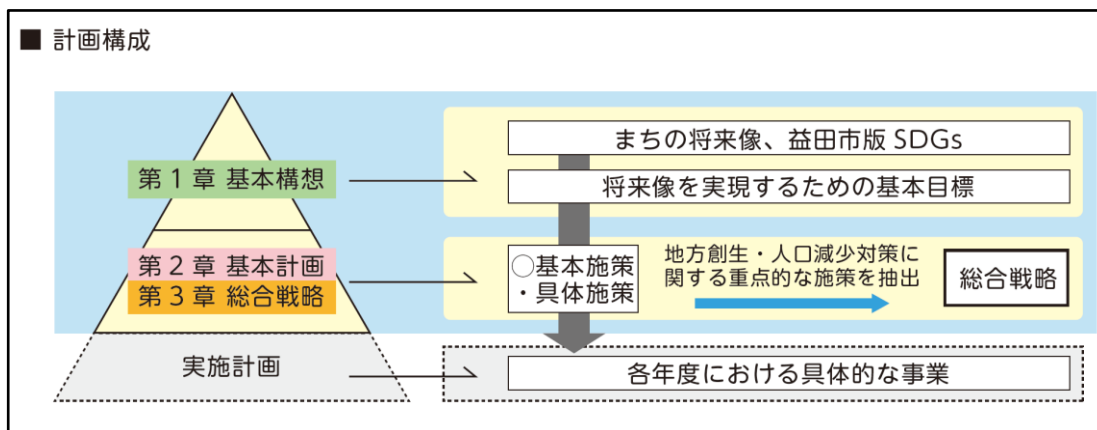
1 各種計画について

(1) 総合振興計画

総合振興計画は、本市のまちづくりの最上位計画に位置する計画で、まちの将来像や「益田市版SDGs」、将来像を実現するための基本目標など、本市が目指すまちづくりの基本的な方向性を示した【基本構想】、基本構想で定めたまちの将来像を実現するために、行政が取り組む基本施策と基本施策に紐づく具体的施策を体系的に示す【基本計画】、基本計画で示した施策の実施時期など、各年度における具体的な事業を示す【実施計画】で構成している。

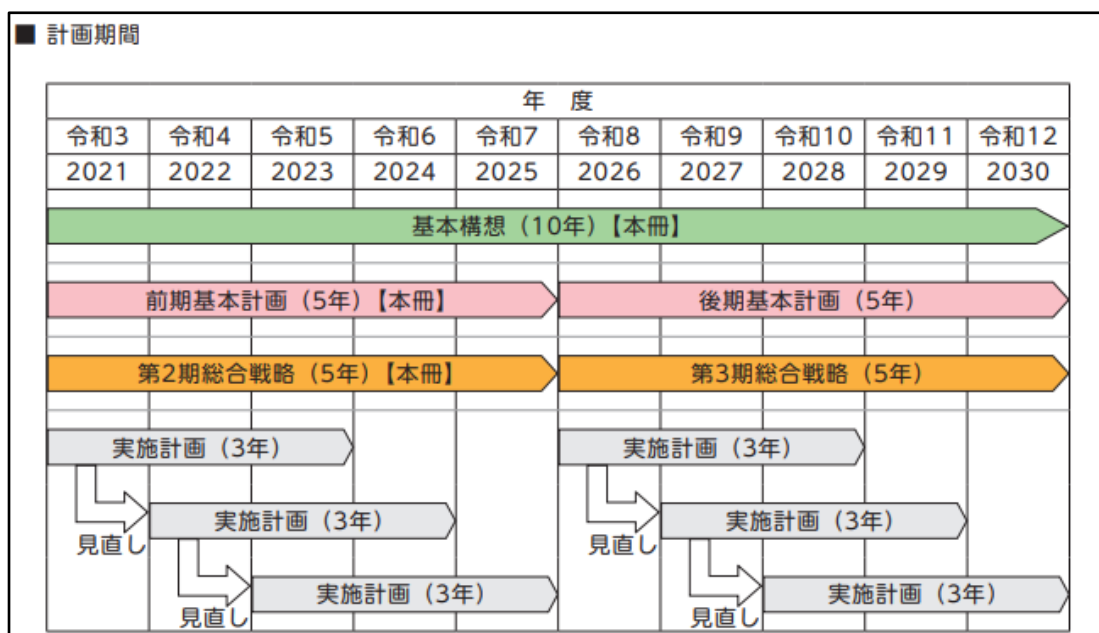
(2) 総合戦略

総合戦略は、基本計画に掲げる具体施策のうち、特に地方創生や人口減少対策に関する重点的な施策を抽出し、まとめたものである。



2 策定について

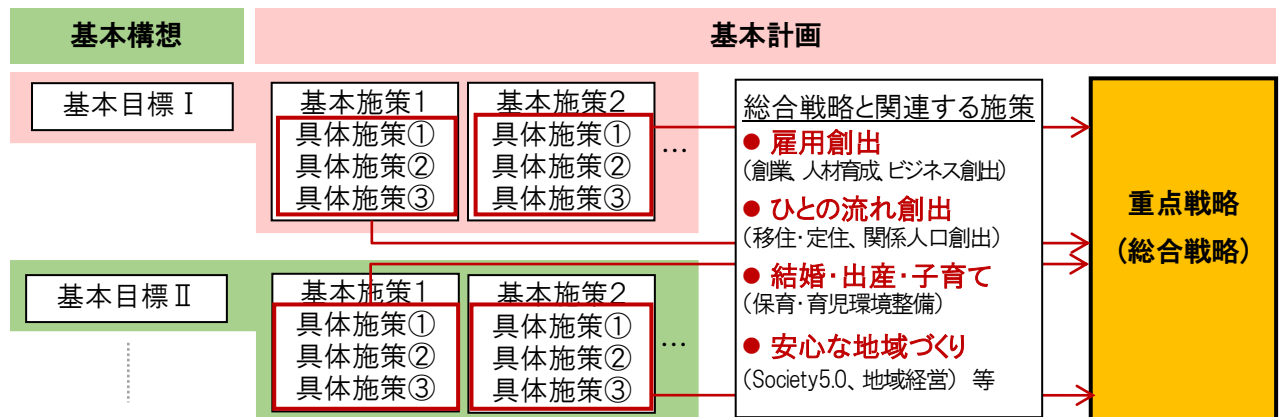
「第6次益田市総合振興計画前期基本計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略」が令和7年度をもって計画期間が終了する。令和8年度を初年度とする「第6次益田市総合振興計画後期基本計画」及び「次期益田市総合戦略」を策定する。



3 総合振興計画の内容と計画期間について

項目	内容	計画期間
基本構想	まちの将来像や「益田市版SDGs」、将来像を実現するための基本目標など、本市が目指す新しいまちづくりの基本的な方向性を示すもの。	10年間
基本計画	基本構想で位置付けたまちの将来像を実現するための基本施策を具体化し、分野ごとにその内容を体系的に示すもの。 ◆横断目標と7つの基本目標で構成	5年間 (5年目に見直し)
総合戦略	基本計画に位置づける具体施策のうち、 <u>地方創生・人口減少対策に関する重点的な施策を抽出し</u> 、総合戦略として示すもの。 ◆横断目標と4つの基本戦略で構成 具体的な施策やKPIは、アクションプランとして別冊に記載	5年間 (5年目に見直し)
実施計画	基本計画で示した具体施策に関する主要事業の実施時期等の具体的な内容を示すもの。	3年間 (毎年見直し)

■位置付けのイメージ



4 総合振興計画と総合戦略の構成

第6次益田市総合振興計画	第1章 基本構想	1 総合振興計画の策定にあたって 1-1 計画策定の目的 1-2 計画の構成と期間
		2 益田市の概況 2-1 地勢と最近の状況 2-2 人口の推移
		3 益田市を取り巻く現状と課題
		4 益田市のめざす姿 4-1 まちの将来像 4-2 将来像の達成に向けた共通の目標
		5 将来像を実現するための基本目標 5-1 分野別の基本目標、基本施策の設定 5-2 計画の体系
	第2章 前期基本計画	1 横断目標と基本目標 横断目標 ○基本施策 ・具体施策 ・具体施策 ・具体施策 ・・・・ 基本目標Ⅰ ○基本施策 ・具体施策 ・具体施策 ・具体施策 ・・・・ 基本目標Ⅱ ○基本施策 ・具体施策 ・具体施策 ・具体施策 ・・・・ 基本目標Ⅲ ○基本施策 ・具体施策 ・具体施策 ・具体施策 ・・・・ 基本目標Ⅳ ○基本施策 ・具体施策 ・具体施策 ・具体施策 ・・・・ 基本目標Ⅴ ○基本施策 ・具体施策 ・具体施策 ・具体施策 ・・・・ 基本目標Ⅵ ○基本施策 ・具体施策 ・具体施策 ・具体施策 ・・・・ 基本目標Ⅶ ○基本施策 ・具体施策 ・具体施策 ・具体施策 ・・・・
		1 計画の概要 1-1 位置づけ 1-2 政策5原則 1-3 PDCAサイクルによる検証 1-4 総合振興計画と総合戦略の関係図
		2 人口ビジョンを踏まえた中長期展望 2-1 人口動向 2-2 将来推計
		3 第2期総合戦略における施策の方向性 横断戦略 社会変化に対応できる持続可能なまちをつくる 基本戦略1 定住の基盤となるしごとをつくる 基本戦略2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 基本戦略3 益田に回帰・流入・定着するひとの流れをつくる 基本戦略4 地域にあるものを活かし、安心して暮らせるまちをつくる
		4 横断戦略・基本戦略と主要な施策 横断戦略 基本的方向 数値目標 主要な施策 基本戦略1 基本的方向 数値目標 主要な施策 基本戦略2 基本的方向 数値目標 主要な施策 基本戦略3 基本的方向 数値目標 主要な施策 基本戦略4 基本的方向 数値目標 主要な施策
	第3章 第2期まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略	

5 策定体制について

(1) 益田市総合振興計画審議会

益田市総合振興計画審議会条例に基づき、「住民を代表する者（公募による者を含む）」、「知識経験を有する者」の20人以内で組織する。審議会は市長の諮問に応じ、益田市総合振興計画の策定に関し、必要な調査審議を行う。

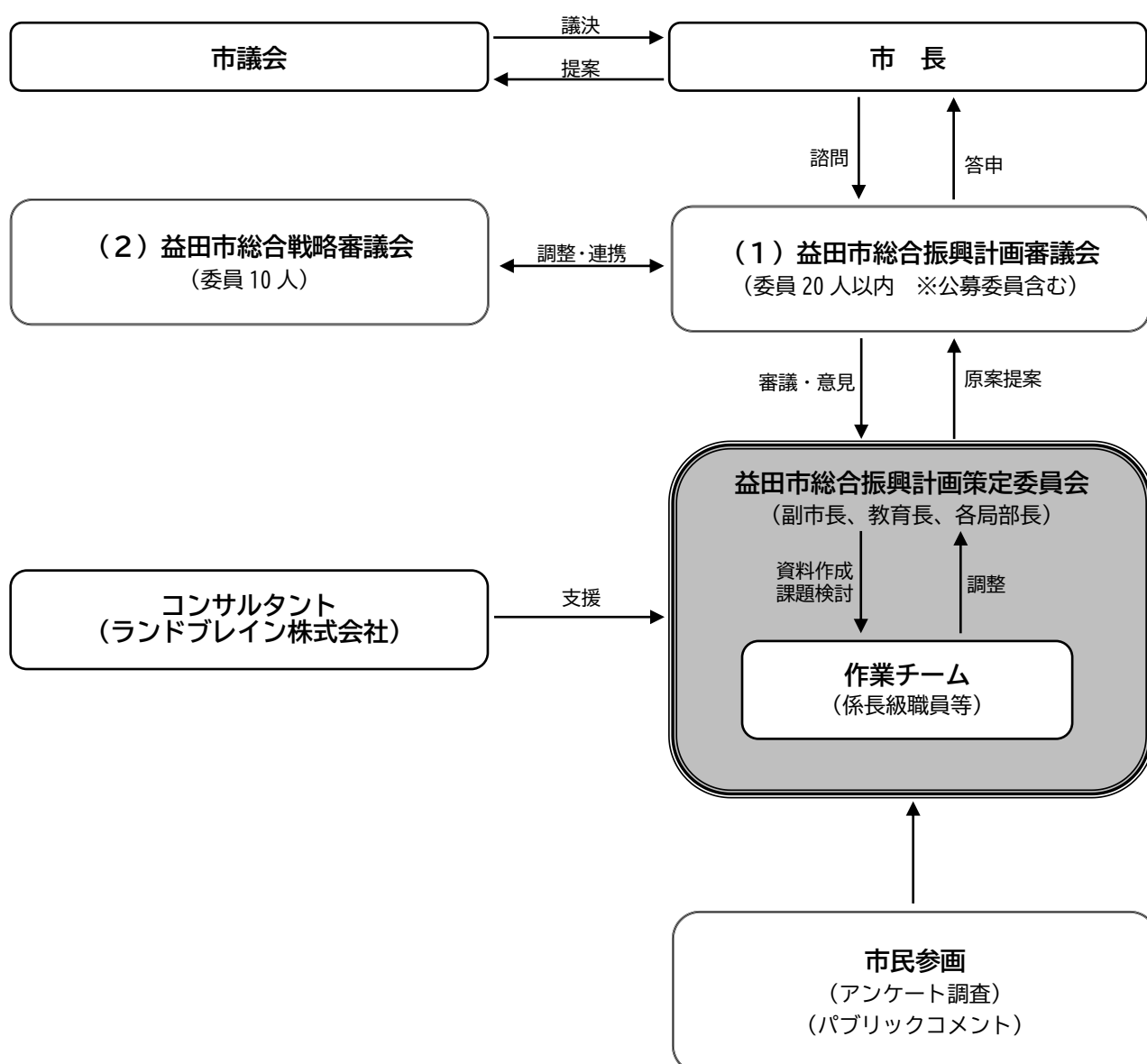
(2) 益田市総合戦略審議会

益田市附属機関設置条例に基づき、産業分野、金融分野、労働分野の有識者、学識経験者、関係行政機関の職員等で組織する。審議会は益田市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生法の規定による益田市総合戦略の策定に関し必要な事項について審議し、及びその効果について検証を行う。

(3) 庁内体制

益田市総合振興計画策定委員会設置規程に基づき、副市長、教育長、各部長で組織する。策定委員会は計画原案に関すること、益田総合振興計画審議会への諮問事項の決定に関すること、その他計画策定に必要と認められる事項の検討・審議を行う。

また、必要に応じて作業チームを設置し、計画原案の策定に必要な資料等の作成及び課題の検討を行う。



6 策定スケジュールについて

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
(1)現況把握及び構造の分析													
●現況分析	現況整理									パブ コメ			
●トップインタビュー													
(2)前期計画評価		庁内調査											
(3)アンケート調査	調査票 作成		印刷 配布	作成									
(4)主要課題の整理			課題整理										
(5)後期基本計画及び次期総合戦略の策定					体系仮 整理	シート 配布	素案作成		調整				
(6)策定委員会													
(7)総合振興計画審議会			諮問									答申	
(8)総合戦略審議会													
(9)議会		調査 会				委員 会			委員 会 全協			調査 会	全協
(10)計画書及び概要版の作成													
●計画書デザイン									デザイン作業				
●概要版作成									概要版作成				